

令和五年第六回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年四月十一日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第六回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和五年第五回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、事務局からの報告が四件ございます。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和五年第一回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に関して、井上教育総務課長より口頭説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、口頭での説明で恐縮でございますが、令和五年第一回区議会定例会における教育に関する議案の審査結果について御報告させていただきます。

レジュメを御覧ください。令和五年第一回区議会定例会における議案につきましては、お手元の次第、レジュメに記載のとおり、令和四年度世田谷区一般会計補正予算（第七次）（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度世田谷区学校給食費会計補正予算（第三次）から、世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例までの九件でございます。これらは、一月二十四日の第一回教育委員会定例会及び二月十日の第二回教育委員会定例会にて意見聴取をしたものになります。

上から二番目の議案を除く八件につきましては、三月二日の本会議にて可決されるとともに、二番目に記載の令和五年度世田谷区一般会計予算（教育委員

会事務局所管分）及び令和五年度世田谷区学校給食費会計予算は、三月二十八日の本会議で可決されてございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和五年度幼稚園、小学校周年行事の日程について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年度幼稚園、小学校周年行事の日程につきまして御報告させていただきます。

資料を御覧ください。十月十四日の烏山小学校から始まりまして、十二月九日の奥沢小学校まで、幼稚園一園、小学校六校で実施する予定でございます。令和元年度の卒業式より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、教育長や教育委員、区議会議員など来賓の出席は見合わせてまいりましたが、先月の卒業式より、一律の制限は設けず、地域等の来賓は参加可能としたところでございます。また、五月八日からは、政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを五類に移行する方針を示していることもあり、地域等の来賓のみならず設置者でございます区長や教育長、教育委員の皆様の出席を再開しても差し支えないかと考えてございますが、学校等の意向もございますので、調整の上、改めて御報告をさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) 「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第二条の二による教育長の臨時代理について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第二条の二による教育長の臨時代理について報告いたします。

1、主旨に記載のとおり、令和五年四月一日より区立小・中学校の給食費無償化を実施するため、世田谷区学校給食費に関する規則の改正について、令和五年度当初予算案議決後、速やかに行う必要があります。世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二第一項の規定に基づく教育長の臨時代理により、三月二十三日に決定したことを報告いたします。

3、改正内容について御説明いたします。一覧表の④を御覧ください。こちらが給食費無償化を実施するための改正内容になりました。令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費について、保護者等は、当該学校給食費を納付する必要はないものとする改正を行います。令和五年度に限り給食費無償化を実施いたします。なお、施行日は令和五年四月一日となります。また、①から③につきましては、現行の事務に合わせるほか、文言整理のための改正内容となっております。

続いて、資料の二ページから三ページでございますけれども、こちらは、今回の規則改正の案文となっております。

また、四ページ以降が新旧対照表となっておりますので、後ほど御確認い

ただければと存じます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)令和五年度学力調査の実施について、本件に関して、山口教育研究・ICT推進課長より説明をお願いします。

○山口教育研究・ICT推進課長 それでは、私から令和五年度学力調査の実施について御説明してまいります。

資料、令和五年度学力調査の実施についてを御覧ください。

令和五年度に実施される学力調査については、種類は三種類ございます。一点目は、世田谷区が実施いたします学習習得確認調査でございます。二点目は、東京都が実施いたします児童・生徒の学力向上を図るための調査でございます。三点目は、国が実施いたします全国学力・学習状況調査でございます。実施日時、内容等は、次の別紙1に記載してございます。御覧ください。左から、区、都、国の調査について、表にまとめてございます。実施日時、対象の児童・生徒、教科は記載のとおりでございます。調査内容の特徴につきましては、表の下から二段目の①特徴、活用に記載されております。

区実施の学習習得確認調査では、教育委員会事務局の指導主事、本区の教員が問題作成に関わり、区独自の問題を出題してございます。今年度より、本調査結果を基に、学習アプリの活用と学力の定着に関する調査研究を大学や企業と連携して行う予定でございます。

続きまして、都実施の児童・生徒の学力向上を図るための調査では、児童・生徒がタブレット端末を用いてウェブシステムで回答を行います。授業等の理

解等や学習の動機、学習の進め方などの質問紙調査となっております。

最後に、国の全国学力・学習状況調査では、中学校英語「話すこと」に関する調査がタブレット端末等を活用して、文部科学省ＣＢＴシステムを用いて、オンラインによる音声録音方式で実施いたします。

それぞれの調査結果については、そのデータを連携して分析できるように、ただいま調整中でございます。改めて、調査結果については御報告させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (5)その他の連絡事項等はないませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は、資料配付が七件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は四月二十五日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第六回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時十分閉会